

東京都水上安全条例

平成30年7月1日施行

安全かつ快適な
水上及び水辺の環境を
実現するために

船舶の航法等

小型船舶の操縦者

遵 守 事 項

酒気帯び・酒酔い操縦の禁止

危険操縦の禁止

公安委員会による航行制限等

水路使用の許可

マリーナ事業者

雑則

「東京都水上安全条例」を要約して記載してあります



街とともに、人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

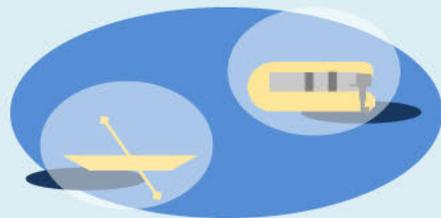
警視庁地域部地域総務課

- **右側航行**
水路を航行する船舶は、水路の右側端に寄って航行しなければならない（やむを得ないときを除く）

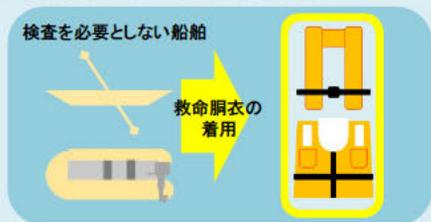
- **停泊等の制限**
船舶は、水路において、みだりに他の船舶の航行の妨害となるおそれのある場所に停泊し又は停留してはならない

- **工作物の突端等・停泊船舶付近の航法**
船舶は水路において、工作物の突端や停泊船舶を右舷に見て航行するときはできるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときはできるだけこれに遠ざかって航行しなければならない

- **灯 火**
水路を航行する船舶は、日没から日出までの間又は、視界制限状態のとき、白色の携帯電灯又は点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に表示しなければならない（法定灯火表示時を除く）



- **救命胴衣の着用**
何人も、水上において、検査を必要としない船舶に乗船する際にも、救命胴衣を着用するよう努めなければならない



小型船舶の操縦者

遵守事項

- **自船の航行に起因する引き波又は水しぶきにより、みだりに他の船舶の乗船者に迷惑を及ぼさないこと**



- **水辺を航行するときは、周辺住民等の平穏な生活環境に配慮し、静穏を保持するために必要と認められる速力及び方法によること（やむを得ないときを除く）**



- **工事、作業等を実施している水域又は係留船舶付近を航行するときは、減速した上で、安全な方法によること**



酒気帯び操縦の禁止



- 何人も、水上において、酒気を帯びて小型船舶を操縦してはならない

酒気帯び操縦禁止違反



30万円以下の罰金

酒酔い操縦の禁止

- 酒酔い操縦とは：酒気を帯びて小型船舶を操縦した者で、酒に酔った状態にあったもの（アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいう）

酒酔い操縦禁止違反



3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察官の措置

- 警察官は、小型船舶に乗船し、又は乗船しようとしている者が、酒気を帯びて小型船舶を操縦するおそれがあると認めるときは、アルコールの程度について調査するため呼気検査をすることができる

検査拒否・妨害



20万円以下の罰金

危険操縦の禁止

危険操縦禁止違反



3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 他の船舶との間に安全な距離を保たずにその船舶の進路を横切ってはならない
- 他の船舶との間に安全な距離を保たずに蛇行し、又は急に転回してはならない
- 他の船舶との衝突の危険を生じさせるような方法で接近してはならない



公安委員会による航行制限等

- 公安委員会は条例の目的を達するため必要があると認めるときは
水上標識を設置し、及び管理して
水上において船舶の航行を制限し、又は禁止することができる

船舶の航行を制限し、又は禁止しようとするときは次の事項を告示する

- 対象とする水域
- 対象とする船舶の種類
- 航行を制限し、又は禁止する内容
- 航行を制限し、又は禁止する期間
- 航行を制限し、又は禁止する理由

航行制限・禁止違反



3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

水上標識



船舶航行禁止



動力船航行禁止



水上オートバイ
航行禁止



並列禁止



回転禁止



追越し禁止



船舶航行禁止
(浮標)

- 公安委員会が設置した水上標識を移動し、又はその効用を妨げる行為をしてはならない

水上標識の移動等禁止違反



3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

水路使用の許可

- 水路において次の行為をするときは、
その行為に係る水路を管轄する警察署長の許可が必要

- 工事又は作業
- 花火大会
- 公安委員会規則で定めるもの

- ・ 祭礼行事、式典、競技会、水上パレードその他これらに類する催物
- ・ 船舶に著しく人目を引くように装飾等をし、又は船舶から音響を発生して航行する広告又は宣伝
- ・ ロケーション、撮影会その他これらに類する行為
- ・ 消防、水防、避難、救護その他の訓練

無許可水路使用



3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

マリーナ事業者

- マリーナ事業について、営業を開始、変更、又は廃止する場合には、
公安委員会に届け出なければならない
- マリーナ事業者に対する監督行為
(公安委員会による指示、報告要求、警察職員による立入調査)を規定

無届・指示違反・立入拒否



20万円以下の罰金

雑則

- 水上において、事故が発生したときは、
 - 当事者である船舶の操縦者その他乗組員は、直ちに負傷者を救護し、
水上における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない

救護義務違反



3月以下の懲役又は50万円以下の罰金

この場合において、

- 当該船舶の操縦者は、遅滞なく事故の概要及び講じた措置について
警察官に通報しなければならない

通報義務違反



20万円以下の罰金